平成２１年（フ）第３２１５号
横浜市泉区和泉町1506番地１　シティハイムエヴァグリーンＡ201
債務者　木下　美樹
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５１号
石川県鳳珠郡能登町字布浦拓４番地６　雇用促進住宅内浦宿舎１号棟504号室、従前の住所石川県七尾市石崎町香島１丁目47番地２
債務者　吉村みどり
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月４日午後１時30分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２１年（フ）第５２号
石川県鳳珠郡穴水町字上野いの９番地　上野住宅108号
債務者　椿原ゆかり（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月４日午後１時40分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２１年（フ）第１５４号
長野県佐久市根々井320番地12
債務者　佐藤　寿和
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１６８号
長野県小諸市乙539番地の４
債務者　伊藤　有美
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１３３号
秋田県大仙市戸地谷字赤関127番地４
債務者　斎藤　貞晴
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第１３８号
秋田県仙北市角館町広久内下夕町53番地
債務者　佐々木浩延
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第１４０号
秋田県仙北市西木町桧木内字大台野38番地
債務者　浅利ミサ子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第８１４号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町56番地２　笹沼コーポ２号
債務者　矢田部一之
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６１２号
静岡県浜松市南区渡瀬町153番地の１
債務者　藤下　章司
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６１３号
静岡県浜松市南区渡瀬町153番地の１
債務者　藤下　惠子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３３６号
釧路市松浦町14番143号　ＭＲ２―143号
債務者　伊藤　光子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３６３号
釧路市駒場町６番８号
債務者　岩間　宏幸
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１６９号
島根県出雲市塩冶町1405番地２　レオパレスカメリアガーデン205、前住所島根県出雲市塩冶有原町５丁目42番地飯国荘東原アパート３
債務者　周田真由美
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月８日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第２０８号
秋田県湯沢市上院内字八丁新町32番地34
債務者　石田多喜子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前11時
秋田地方裁判所横手支部